

大口町妊婦、産婦及び乳児健康診査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、妊婦及び産婦（以下「妊産婦」という。）並びに乳児の健康の保持及び増進並びに異常の早期発見及び早期治療を図るため、母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、町が実施する妊産婦及び乳児の健康診査（以下「健康診査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 健康診査は、町内に住所を有する妊産婦及び乳児を対象とする。

(健康診査)

第3条 健康診査は、町長と委託契約した医療機関（以下「委託医療機関」という。）において行うものとする。

2 前項の規定に関わらず、委託医療機関で健康診査を受診することが困難な場合は、委託医療機関以外の医療機関又は助産所（以下「委託医療機関以外の医療機関」という。）において受診することができる。

3 健康診査の受診回数及び内容は、別表のとおりとする。

(受診票)

第4条 町長は、法第15条に規定する妊娠の届出をした者に対し、妊婦健康診査受診票、産婦健康診査受診票、乳児健康診査受診票及び新生児聴覚検査受診票（以下「受診票」という。）を交付するものとする。

2 町長は、転入者が健康診査の対象であることを確認した場合、又は受診票を毀損又は紛失した者から受診票の再交付申請があつた場合には、妊婦・産婦・乳児健康診査受診票交付（再交付）申請書を提出させて必要な受診票を交付するものとする。

3 委託医療機関以外の医療機関で健康診査を受診する者は、町長に妊婦・産婦・乳児健康診査愛知県外受診届を提出しなければならない。この場合において、町長は、妊婦・産婦・乳児健康診査領収証明書（以下「領収証明書」という。）を

交付するとともに受診票に必要な処理を行う。

4 町長は、受診票の交付状況を明らかにしておくものとする。

(受診票の有効期間)

第5条 受診票の有効期間は、妊婦健康診査については交付の日から分娩の前日まで、産婦健康診査については分娩の日から8週以内、乳児健康診査については出生の日から1歳1か月になる前日まで、新生児聴覚検査については出生の日から4週間を経過する日（ただし、主治医等の判断により当該経過する日までに検査を実施できない場合にあっては満1歳に達する日の前日）までとする。

(受診)

第6条 健康診査を受ける者（以下「受診者」という。）は、委託医療機関に受診票を提出して健康診査を受けるものとする。

2 委託医療機関以外の医療機関で健康診査を受診する者は、当該医療機関に受診票とともに領収証明書を提出し証明を受けるものとする。

(費用の請求)

第7条 委託医療機関は、委託契約に基づき、愛知県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）を介して健康診査に要した費用を町に請求するものとする。

2 町長は、前項による請求の内容を審査し適当と認めるときは、連合会を通じて委託医療機関に当該請求額を支払うものとする。

3 委託医療機関以外の医療機関で健康診査を受診した者は、健康診査に要した費用を当該医療機関に支払うものとする。

4 前項の規定により健康診査の費用を支払った者は、愛知県外妊婦・産婦・乳児健康診査費支給請求書に健康診査の結果が記入された受診票及び領収証明書を添えて、町長に提出するものとする。この場合において、助成を受けることができる金額は、町と委託医療機関が締結する委託契約に定める額を上限とする。

5 町長は、前項の請求の内容を審査し適当と認めるときは、申請者に当該請求額を支払うものとする。

(事後指導)

第8条 委託医療機関及び委託医療機関以外の医療機関は、健康診査の結果に基づき妊産婦及び乳児に対して適切な保健指導を行うものとする。

2 町長は、健康診査の結果に基づき、妊産婦及び乳児の保護者に対して必要に応じて保健指導を行うものとする。

(秘密の保持及び目的外使用の禁止)

第9条 本事業の関係者は、受診者の秘密保持に最大の配慮を払うとともに、本事業により知り得た秘密を他人に漏らし、本事業の目的以外に使用してはならない。

(その他必要事項)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則 (平成9年3月26日大口町告示第24号)

- 1 この要領は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成9年3月31日までに「公費による妊婦・乳児健康診査実施要領」(昭和61年4月1日付け61保予第164号愛知県衛生部長通知)に基づき愛知県が発行した受診票は、平成9年4月1日以降はこの要領に定める受診票とみなす。

附 則 (平成14年5月16日大口町告示第61号)

- 1 この要領は、告示の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。
- 2 この要領による改正前の大口町妊婦・乳児健康診査実施要領の規定により行われた行為は、この要領による改正後の大口町妊婦・乳児健康診査実施要領の規定による行為とみなす。

附 則 (平成15年6月24日大口町告示第67号)

この要領は、告示の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年3月27日大口町告示第34号)

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に改正前の大口町妊婦、乳児健康診査実施要領の規定によりされた行為は、改正後の大口町妊婦、乳児健康診査実施要領の規定によりされた行為とみなす。

附 則 (平成19年9月28日大口町告示第96号)

- 1 この要領は、平成19年10月1日から施行する。

- 2 この要領の施行前に改正前の大口町妊婦、乳児健康診査実施要領の規定により交付された妊婦健康診査受診票（様式第1）は、改正後の大口町妊婦、乳児健康診査実施要領の規定により交付されたものとみなす。

附 則（平成20年3月26日 大口町告示第28号）

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に改正前の大口町妊婦、乳児健康診査実施要領の規定により交付された妊婦健康受診票（様式第1）は、改正後の大口町妊婦、乳児健康診査実施要領の規定により交付されたものとみなす。

附 則（平成21年6月19日 大口町告示第122号）

この要領は、告示の日から施行し、改正後の大口町妊婦、乳児健康診査実施要領の規定は平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年3月31日 大口町告示第36号）

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に、改正前の大口町妊婦、乳児健康診査実施要領の規定により交付された妊婦健診受診票（様式第1）については、改正後の大口町妊婦、乳児健康診査実施要領の規定により交付されたものとみなす。

附 則（平成23年5月31日 大口町告示第50号）

この要領は、告示の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月26日 大口町告示第46号）

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月30日 大口町告示第63号）

この要領は、告示の日から施行し、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日 大口町告示第27号）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日 大口町告示第33号）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月10日 大口町告示第14号）

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日 大口町告示第15号）

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日 大口町告示第43号）

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日 大口町告示第35号）

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日 大口町告示第38号）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日 大口町告示第25号）

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表

健康診査の区分		健康診査の内容
子宮頸がん検査		細胞診検査
妊婦健康診査	第1回	基本健診、超音波検査、初回血液検査
	第2回	基本健診
	第3回	基本健診
	第4回	基本健診、超音波検査
	第5回	基本健診
	第6回	基本健診
	第7回	基本健診
	第8回	基本健診、超音波検査、血色素検査、血糖検査、HTLV-1抗体検査、性器クラミジア感染検査
	第9回	基本健診
	第10回	基本健診、GBS検査
	第11回	基本健診
	第12回	基本健診、超音波検査、血色素検査
	第13回	基本健診
	第14回	基本健診
	多胎 第1・2・3・4・5回	基本健診
産婦健康診査	第1回	基本健診、授乳状況の把握及び産婦のメンタルケア
	第2回	
乳児健康診査	第1回	一般診察
	第2回	
新生児聴覚検査		聴性誘発反応検査（ABR）若しくは耳音響放射検査（OAE）